平成２７年（フ）第６３５号
埼玉県ふじみ野市大井中央３丁目15番28号
債務者　岩崎　光弘
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６３６号
埼玉県ふじみ野市大井中央３丁目15番28号
債務者　岩崎久美子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６７７号
埼玉県ふじみ野市亀久保676番地53　吉野方
債務者　高木　純子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７号
埼玉県秩父郡小鹿野町般若1498番地３
債務者　原島　　葵（旧姓引間）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第８３２号
千葉県浦安市堀江５丁目20番24号　大竹ハイツ（203）
債務者　吉田　貴幸
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１００２号
千葉市若葉区西都賀５丁目２番13号　ベルファミーユ西都賀203号
債務者　浅川　匡子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０５０号
千葉県市原市惣社２丁目８番地16
債務者　内田　光枝
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０６９号
千葉県八千代市八千代台南１丁目６番３号　サニーハイツ203号
債務者　岡本　　忠
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７９号
千葉市中央区道場北２―18―８フォーブルツネ103、住民票上の住所千葉県習志野市東習志野８丁目17番22号
債務者　眞々田恵子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９５号
千葉市稲毛区宮野木町1755番地70　スカイパレス宮野木101号
債務者　大橋　　晃
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０３号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目３番４―401号
債務者　佐伯　正夫
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１３８号
千葉県市原市五井東１丁目４番地７　サンハイツ203
債務者　勝又　　徹
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
愛知県一宮市千秋町町屋字水杁15番地２
債務者　水谷　綾子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２７６号
高知市葛島３丁目３番５号
債務者　白石　奈美
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９０号
高知市愛宕町４丁目15番10号
債務者　坂上　定子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９２号
高知市神田23番地１　船岡団地Ｒ９―410
債務者　橋本　文江
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２１７５号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目７番１―104号
債務者　木庭　弘之
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９号
札幌市東区北23条東２丁目２番３号　メゾン・ル・シェール２―102号
債務者　鎌田　孝二
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部